

(案)

電気需給契約書

1. 件名 令和7年度 香川森林管理事務所庁舎等電気供給業務
2. 供給場所 別紙「仕様書」のとおり
3. 契約内容 別紙「仕様書」のとおり
4. 契約金額 別紙「契約金額」のとおり
5. 供給期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
6. 支払場所 香川森林管理事務所
7. 契約保証金 免除する
8. 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記契約について、分任支出負担行為担当官 香川森林管理事務所長 名本 亮介（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）は、香川森林管理事務所及び森林事務所の庁舎等敷地内設備で使用する電気の需給に関し次の条項により需給契約を締結し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市上之町2-8-26
分任支出負担行為担当官
香川森林管理事務所長 名本 亮介

乙 ○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○

契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、仕様書に基づき甲の香川森林管理事務所及び森林事務所の庁舎等敷地内設備で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は別紙「契約金額」のとおりとする。なお、契約金額には消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

- 2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき算出する額である。
- 3 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。
- 4 消費税等相当額の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定することができる。
- 5 国の補助事業が適用される場合は、値下げ額を反映させる。

(契約期間)

第3条 供給期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 乙は、原則として毎月1日（以下「計量日」とする。）に記録された値の読みにより使用電力等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第8条 料金の算定は、1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力等により行う。

(料金の請求)

第9条 乙は第7条に定められた検査終了後、契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た金額（ただし、力率割引割増を行う場合は力率割引割増して得た額）と、その1月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額（ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた額又は差引した額）を合計した金額に電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加算した金額を1月ごとに甲に請求するものとする。

(料金の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

- 2 甲の責に帰すべき理由により前項の期間内に甲が代金を乙に支払わないときは、甲は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。（その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第11条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第12条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、四国管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(機密の保持)

第13条 甲及び乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、甲及び乙は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、法律又は条例等により開示する場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

きる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(違約金)

第15条 前条により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までの期間(以下「残余期間」という)に係る予定使用電力等を用いて第9条に規程する方法により算定した場合の残余期間の電気料金から(消費税額及び地方消費税額を除いた額)10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号に一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為が行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第18条 乙が甲に損害を与えたとき（天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除く）は、甲は、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、賠償の金額は、甲乙協議の上定めるものとする。

（契約の細目等）

第19条 この契約についての必要な細目及び本契約書に定めのない事項は、乙の定める供給条件及び料金表により取り扱うとともに、四国地区の一般電気事業者が公表している特定規模需要供給条件により取り扱うものとする。

（協議）

第20条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約書及び前条で規定する基準等に定めのない事項は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

別紙

契 約 金 額

| 区分・単位 | | | 契約単価 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 香川森林管理事務所 庁舎 従量電灯B | 基本料金 (kVA×単価) | 契約容量(17kVA) | 円/kVA・月 |
| | 電力量料金 (kWh×単価) | 120kWhまで | 円/kWh・時 |
| | | 120kWhを超え300kWhまで | 円/kWh・時 |
| | | 300kWhを超える | 円/kWh・時 |
| | 予定使用電力量 | | 16,030 kWh |
| 予定使用金額小計 | | 円 | |
| 香川森林管理事務所 庁舎 低圧電力 | 基本料金 (kW×単価) | 契約電力(23kW)(力率90%) | 円/kW・月 |
| | 電力量料金 (kWh×単価) | 夏季(7月1日～9月30日) | 円/kWh・時 |
| | | その他季(上記以外の日) | 円/kWh・時 |
| | 予定使用電力量 | | 9,920 kWh |
| | 予定使用金額小計 | | 円 |
| 福栄・高松森林事務所 庁舎 従量電灯A | 最低料金 | 最初の11kWhまで | 円 |
| | 電力量料金 (kWh×単価) | 11kWhを超え120kWhまで | 円/kWh・時 |
| | | 120kWhを超え300kWhまで | 円/kWh・時 |
| | | 300kWhを超える | 円/kWh・時 |
| | 予定使用電力量 | | 2,440 kWh |
| 予定使用金額小計 | | 円 | |
| 美合・七箇森林事務所 庁舎 従量電灯A | 最低料金 | 最初の11kWhまで | 円 |
| | 電力量料金 (kWh×単価) | 11kWhを超え120kWhまで | 円/kWh・時 |
| | | 120kWhを超え300kWhまで | 円/kWh・時 |
| | | 300kWhを超える | 円/kWh・時 |
| | 予定使用電力量 | | 2,850 kWh |
| 予定使用金額小計 | | 円 | |
| 予定使用金額総計 | | | 円 |